

～日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について～

平成30年11月1日

在イスラエル日本国大使館

日本国内での登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等の手続には、国内の住民登録がなされている市区町村役場が発行する「印鑑証明書」の提出が通常必要となりますが、海外に居住しているため「印鑑証明書」を提出できない在留邦人（日本国籍者）の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国（地）の公証人や判事（以下、公証人）等が作成した署名証明でもよいこととされています。

外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについての詳細につきましては、以下の法務省ホームページを御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する国内の登記所（法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所）に直接御照会ください。

（法務省ホームページ）

「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html

なお、居住国（地）の公証人が作成する署名証明の書式は任意（外国語文でも可）ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類（委任状等、登記手続関係書類）に当該人が署名（署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可）したことが明記され、当該人の氏名、生年月日（西暦で可）及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印（割印）がなされることを確認してください。また、日本国内の登記所に証明書を提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳（書式及び翻訳者は任意）を付す必要があります。

イスラエルにおける署名証明の取得につきましては、当大使館での手続きのほか、イスラエルの制度として、申請人の署名を公証人が証明（公証）した後、法務大臣から認可された裁判所職員が同証明にある公証人の署名を認証（アポストイーユ）する制度があります。イスラエルにおける公証制度についての関連情報については、以下のイスラエル法務省ホームページに掲載されておりますので、必要に応じご利用ください。

(イスラエル法務省ホームページ)

英語：

<http://www.justice.gov.il/En/Units/Notaries/Pages/default.aspx>

ヘブライ語：

<http://www.justice.gov.il/Units/Noteryonim/Pages/default.aspx>

<http://www.justice.gov.il/Units/Noteryonim/InfomationNoteryonim/Pages/ypkho.aspx?WPID=WPQ7&PN=1>

(署名証明のフォーム (英語, ヘブライ語併記))

<http://www.justice.gov.il/Units/Noteryonim/MainDocs/1.doc>